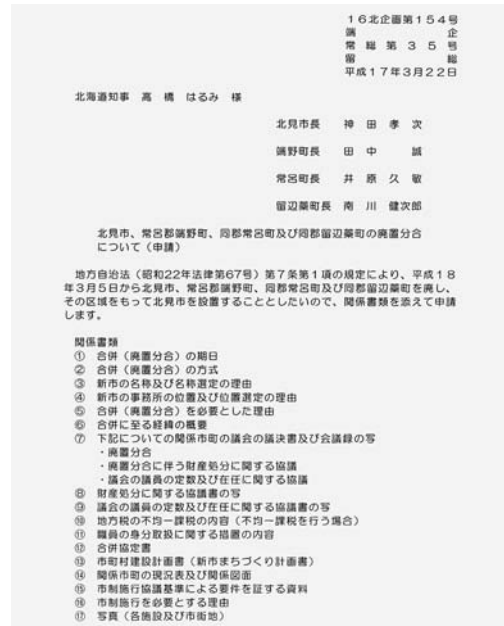


# 第7章 合併申請

## 1. 合併申請書の提出

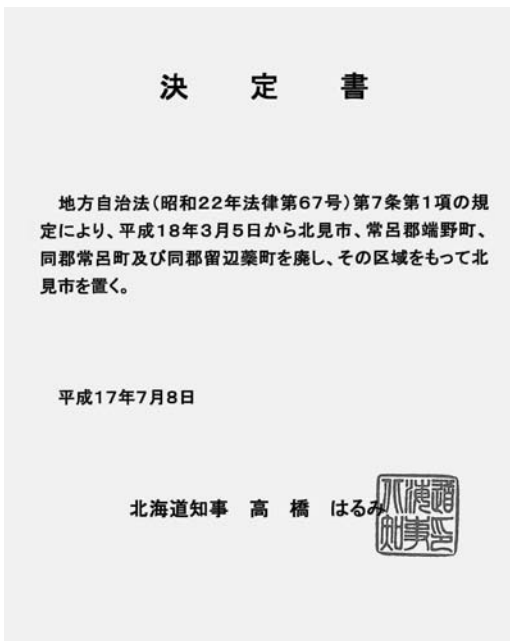
平成17年3月9日の各市町の臨時議会による合併関連議案の議決後、3月22日、北見市長、端野町長、常呂町長、留辺蘂町長が北海道網走支庁を訪れ、地方自治法第7条の規定に基づき、廃置分合申請書を高橋はるみ知事に提出した。



## 2. 北海道知事の決定・総務大臣告示

北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町の合併に伴う議案は、北海道議会に提案され、平成17年7月1日に原案のとおり可決された。これを受けて7月8日付けで廃置分合について北海道知事の決定書が交付され、同日付で北海道知事から総務大臣への届出が行われた。そして8月19日に総務大臣告示第955号で「北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町及び同郡留辺蘂町の廃置分合」について官報に掲載された。

### ▼北海道からの廃置分合決定書



### ▼総務大臣告示

